

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 18日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 鹿嶋市厨5丁目1番地5

氏 名 医療法人社団善仁会 小山記念病院

理事長 小山 典宏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0299-85-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団善仁会 小山記念病院
事業場の所在地	鹿嶋市厨5丁目1番地5
計画期間	令和 6年4月1日 ~ 令和 7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	224床
③ 従業員数	700人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所 : 医療法人社団善仁会 小山記念病院 収集運搬 : (株) 茨城県クリニック・クリーン協会 中間処理場 : (株) ナリコー ナリコークリーンセンター → 焼却 最終処分場 : (株) 新井総合施設 大平興産 (株) → 管理型 埋設 最終処理 : 中央電気工業 (株) → 熔融処理リサイクル 最終処理 : ツネイシカムテックス埼玉 (株) → 焼却 (焼成) 最終処分場 : (株) ミダック奥山の杜クリーンセンター 埋設

(日本工業規格 A 列 4 番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

小山記念病院 特別管理産業廃棄物管理体制組織図別紙添付。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	133.514 t	t
	(これまでに実施した取組) ・コロナ感染症、第5類相当移行に伴い、感染制御部/医療安全推進部が中心となり、コロナ感染症患者対象の廃棄物の処理手順を段階的に緩和して、感染性廃棄物の抑制に取り組む。 ・コロナ感染症廃棄物専用容器使用の見直し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	129.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度同様、コロナ感染症患者対象の廃棄物処理手順及び廃棄物分別ガイドラインの見直し。 ・コロナ感染症患者専用ペール容器使用廃止の検討。 ・紙おむつ段ボール排出量(箱数)の抑制。 ・医療材料の軽量化を含めた見直しの検討。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コロナ感染症第5類相当移行後も、以前同様すべての廃棄物を専用容器にて感染性廃棄物として処理している状況。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コロナ感染症患者廃棄物の処理/分別手順の見直し。 ・コロナ感染症患者専用ペール容器使用廃止の検討 等。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	133.514t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	133.514t	t
	再生利用業者への処理委託量	29.337t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物の梱包状態、体積状況の情報共有。 ・ 専用容器見直しの提案（軽量化）。 ・ 最終処分、再生利用化/資源エネルギー化施設への委託推進。 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	129.000t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	129.000t	t
	再生利用業者への 処理委託量	39.000t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託料金の引き上げ(今年度4月から改定)。 ・料金引き上げに伴い最終処分、再生利用化/資源エネルギー化施設への処理委託量を増量するよう、中間処理業者との協議を定期的実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。